

鹿屋市スポーツ合宿等誘致推進奨励金について

体育・文化系の合宿や大会参加を実施する鹿屋市外の小学、中学、高校、大学、専門学校の部活動等の団体に対し、合宿費用（宿泊・車両借上）の一部を助成します。

◇対象者 下記のいずれかの学生で構成される鹿屋市外の部活動・団体・チーム

○小学生 ○中学生 ○高校生 ○大学生 ○専門学校生 ○専修学校生

※国外の団体は対象外

◇対象要件 下記の全てに該当すること

○連続2泊以上の宿泊であること。

○延べ宿泊数（宿泊人数×宿泊数）が15泊以上であること。

○鹿屋市内にある旅館業法第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業に宿泊すること。

※鹿屋市内の対象外宿泊施設【鹿屋体育大学合宿者、国立大隅青少年自然の家、鹿児島県アジア・太平洋農村研修センター（カピックセンター）】など

◇助成額 上限40万円（①＋②＝助成額）

①宿泊に係る助成額（上限30万円）

延べ宿泊数（宿泊人数×宿泊数）× 1,000円（小学生：700円）＝助成額



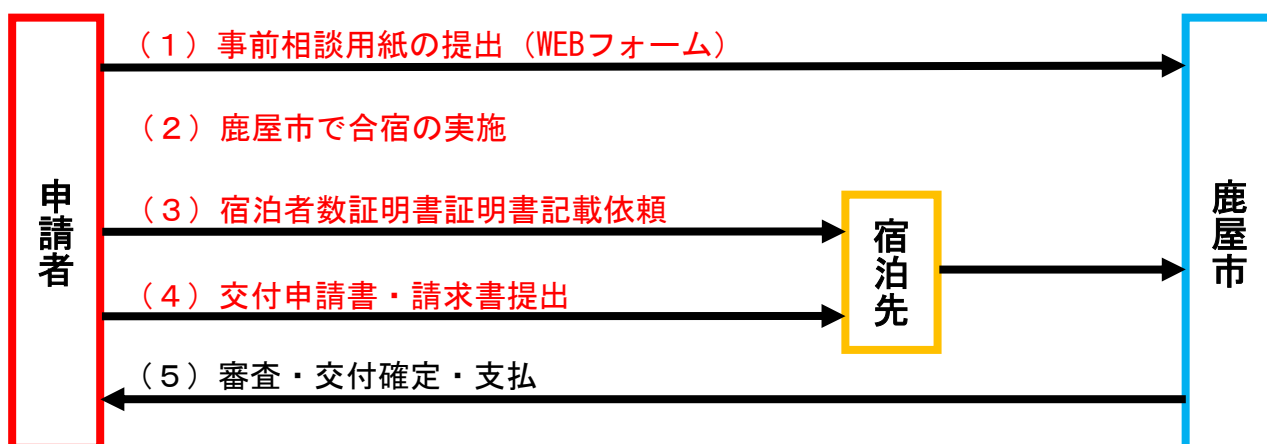
②バス・レンタカー借上料等に係る助成額（上限10万円）

鹿屋市内にある営業所のバス・レンタカー利用時の料金の2分の1の額（千円未満切捨）

鹿屋市内にある営業所のタクシー利用時の料金の2分の1の額（千円未満切捨）



◇手続きの流れ



※申請書等は鹿屋市ホームページ（QRコード）コチラから

